

## 鳥取県国内チャーター便促進支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規程に基づき、鳥取県国内チャーター便促進支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県外の空港と鳥取砂丘コナン空港または米子鬼太郎空港のチャーター航空便（以下「国内チャーター便」という。）の就航と国内チャーター便を利用した観光旅行（県外から鳥取県への観光旅行（以下、「県外発ツアー」という。）及び鳥取県から県外への観光旅行（以下、「地元発ツアー」という。））を支援することにより、両空港の利用促進と本県と他地域との交流人口拡大を推進することを目的とする。

### (補助事業)

第3条 本補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 県外発ツアーについては、鳥取県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。
- (2) 主に県外旅客を輸送するため、1か月に2往復以上連続して実施する国内チャーター便（以下、「国内連続チャーター便」という。）であること。ただし、この場合の1往復とは、1回の県外発ツアーの実施に必要な離発着とする。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1から別表3の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1から別表3の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 別表1から別表3に定める各補助金は、同一の補助事業に対し同時に交付することができる。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、原則として、補助事業実施の30日前までに交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の4及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
  - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の4及び様式第2号によるものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等はこの限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表1 国内連続チャーター便運航に対する支援

1 事業種類	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 交付限度額
国内連続チャーター便運航に対する支援	国内連続チャーター便を運航する航空会社または旅行会社	・着陸料、騒音料、保安料、当該国内チャーター便に係る航行援助施設利用料及びグランドハンドリング経費 ・鳥取砂丘コナン空港及び米子鬼太郎空港のターミナルビルまたは鳥取空港国際会館の使用料（各施設の搭乗橋等付属設備の使用料を含む）	支払った額の1/2	1回の離着陸につき20万円かつ1旅行商品あたり100万円

別表2 地元発ツアーを催行する旅行会社への支援

1 事業種類	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 交付限度額
広告支援	地元発ツアーを企画・催行する旅行会社 (※募集した結果、催行中止となった場合も対象とする)	国内チャーター便を活用した旅行商品を周知し誘客につなげるための広告を掲載する費用等	支払った額の1/2	1回の離着陸につき10万円かつ1旅行商品あたり50万円

別表3 県外発ツアーを催行する旅行会社への支援

1 事業種類	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 交付限度額
(1) 広告支援	県外発ツアーを企画・催行する旅行会社 (※募集した結果、催行中止となった場合も対象とする)	国内チャーター便を活用した旅行商品を周知し誘客につなげるための広告を掲載する費用等	支払った額の1/2	1回の離着陸につき10万円かつ1旅行商品あたり50万円
(2) バス代支援	以下の要件をすべて満たす県外発ツアーを企画・催行する旅行会社。 ・国内連続チャーター便を活用すること。 ・鳥取県内周遊のために貸し切りバスを利用し、鳥取県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。		定額	バス1台当たり3万円・泊かつ1旅行商品あたり30万円
(3) 宿泊支援	以下の要件をすべて満たす県外発ツアーを企画・催行する旅行会社。 ・国内連続チャーター便を活用すること。 ・鳥取県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。		定額	ツアー参加者1名につき5千円（ツアー添乗員・乗務員は含まれない）かつ1旅行商品あたり200万円

※出発日が複数設定された同一旅程の旅行商品は1商品とする。

## 様式第1号（第5条、第8条、別表1関係）

## 鳥取県国内チャーター便促進支援補助金事業計画（報告）書

## 1 補助事業者の概要

企業（団体）名称		
担当者職・氏名		
担当者連絡先	TEL	
	MAIL	

## 2 事業の概要

1 発着空港（鳥取県）	空港			
2 発着空港（都道府県名 （空港の所在地））	空港			
3 運航日程（予定）				
月 日	便 名	発着空港及び時刻（現地時間）	客数（予定）	実績
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名
月 日（ ）		( : ) → ( : )	名	名
		( : ) → ( : )	名	名

※必要に応じて欄を追加すること。

## 4 使用する予定の航空機型式名

型式名	
座席数	席
航空機の重量	t
航空機の騒音値	EPNdB

## 5 交付申請額

経費区分	1回の離着陸（使用）に係る補助対象経費額（税抜）	1回の離着陸（使用）に係る交付申請額((a)×1/2)	離着陸（使用）回数	交付申請額((b)×(c))
着陸料	円	円	(c)回	(d)円
騒音料	円	円	(c)回	(d)円
航行援助施設利用料	円	円	(c)回	(d)円
保安料	円	円	(c)回	(d)円
空港ターミナルビル使用料	円	円	(c)回	(d)円
グランドハンドリング経費	円	円	(c)回	(d)円
計	(a)円	(b)円		(e)円

(注) 1 (b) の金額が、20万円以上の場合は、1回の離着陸に係る交付申請額は20万円を限度とする。

2 (d) の金額について、千円未満については切り捨てるものとする。

3 (e) の金額が、100万円以上の場合は、交付申請額は100万円を限度とする。

## 6 消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

①地方公共団体
②免税事業者
③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）
④特定収入割合が5%超の公益法人等
⑤上記①～④のいずれでもない

**【補助対象経費における消費税の取扱い】**

①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定できる。

⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

**【添付（追加提出）資料】**

②の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

③の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料

**[記入注意]**

（1）本申請書は、本補助事業の交付を受けようとする者がすべて提出することが必要であり、航空会社、旅行会社は、お互いに連絡調整の上、それぞれに提出すること。

（2）申請時点での計画により提出すること。

添付書類：（1）補助事業の交付申請にあたり必要又は参考となる資料があれば添付すること。

（2）実績報告の提出にあたっては、補助対象経費の領収書の写しまたは支払ったことを証すると鳥取県が認めた書類を添付すること。

様式第1号の2（第5条、第8条、別表2及び別表3（1）関係）

鳥取県国内チャーター便促進支援補助金事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

企業（団体）名称		
担当者職・氏名		
担当者連絡先	TEL	
	MAIL	

2 事業内容

1 事業目的							
2 ツアー実施期間 ※ツアーミニが複数回にわたる場合は、始期から終期を記載すること	年 月 日 ~ 年 月 日						
3 事業内容							
4 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
5 送客人数	名						
6 他の補助金の活用の有無	有・無  「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体及び連絡先）を記載してください。						
7 消費税の取り扱い	いずれか一つを選択して○をしてください。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>①地方公共団体</td></tr> <tr><td>②免税事業者</td></tr> <tr><td>③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）</td></tr> <tr><td>④特定収入割合が5%超の公益法人等</td></tr> <tr><td>⑤上記①～④のいずれでもない</td></tr> </table> <p>【補助対象経費における消費税の取扱い】            ①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定できる。            ⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。</p> <p>【添付（追加提出）資料】            ②の場合            補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。            ③の場合            補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受印等のあるもの）            ※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。            ④の場合            特定収入の割合を確認できる資料。</p>		①地方公共団体	②免税事業者	③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）	④特定収入割合が5%超の公益法人等	⑤上記①～④のいずれでもない
①地方公共団体							
②免税事業者							
③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）							
④特定収入割合が5%超の公益法人等							
⑤上記①～④のいずれでもない							

添付書類：（1）計画書の提出にあたっては、補助対象経費の見積金額が分かる書類の写し  
 （2）実績報告の提出にあたっては、補助対象経費の領収書の写しまたは支払ったことを証すると鳥取県が認めた書類を添付すること。

様式第1号の3（第5条、第8条、別表3（2）（3）関係）

鳥取県国内チャーター便促進支援補助金事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

企業（団体）名称		
担当者職・氏名		
担当者連絡先	TEL	
	MAIL	

2 事業の概要

- |                         |        |       |
|-------------------------|--------|-------|
| 1 発着空港（鳥取県）             | 空港     |       |
| 2 発着空港（都道府県名）           | 空港     |       |
| (空港の所在地)                | )      |       |
| 3 旅行日程等                 |        |       |
| (1) 旅行日程                | 年　月　日～ | 年　月　日 |
| (2) 旅行に使用した航空機を運航した航空会社 |        |       |
| (3) 旅行参加者数              | 名      |       |
| (4) 県内宿泊施設名、宿泊人数及び泊数    |        |       |

宿泊日	宿泊施設名	宿泊人数
月　日		名
月　日		名
月　日		名
月　日		名
月　日		名

※同日の宿泊であっても宿泊施設が異なる場合は、行を分けて記載すること。

4 交付申請額 円 ((d) + (g))

(1) バス代支援

バス1台あたりの補助金額 (a)	台数 (b)	泊数 (鳥取県内泊数) (c)	交付申請額 ((a) × (b) × (c)) (d)
30,000円	台	泊	円

(2) 宿泊支援

鳥取県内の宿泊施設に1泊以上宿泊した者的人数 (e)	1人あたりの補助金額 (f)	交付申請額 ((e) × (f)) (g)
名	5,000円	円

(注) (d) の金額については、(a) × (b) × (c) の額が30万円以上の場合は、30万円を限度とする。

(g) の金額については、(e) × (f) の額が200万円以上の場合は、200万円を限度とする。

5 消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

①地方公共団体
②免税事業者
③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）
④特定収入割合が5%超の公益法人等
⑤上記①～④のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取扱い】

①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定できる。  
⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

**【添付（追加提出）資料】**

**②の場合**

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

**③の場合**

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受印等のあるもの）

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

**④の場合**

特定収入の割合を確認できる資料。

添付書類：(1) 旅行商品の内容（ツアーチャート、販売価格、宿泊場所、募集人数等）がわかる書類

(2) 鳥取県内の宿泊施設に1泊以上宿泊した観光客の名簿

(3) 実績報告の提出にあたっては、補助対象経費の領収書の写しまたは支払ったことを証すると鳥取県が認めた書類を添付すること。

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県国内チャーター便促進支援補助金収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区分	内訳	予算額 (決算額)	備考

2 支 出

(単位：円)

区分	内訳	予算額 (決算額)	備考

番号  
年月日

様

鳥取県知事

印

### 鳥取県国内チャーター便促進支援補助金交付決定通知書

年月日付けで交付申請のあった鳥取県国内チャーター便促進支援補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 事業種類（※施行注意 別表1～3の各第1欄の事業種類名を記載）

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

#### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

#### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県国内チャーター便促進支援補助金交付要綱（令和5年7月11日付第202300087285号鳥取県交流人口拡大本部長通知）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

#### 5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

（※施行注意 別表1～3の各第1欄の事業種類ごとに作成）